

< 条例改正等の概要 >

○産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例

◆令和 7 年 3 月 2 5 日条例第 1 8 号（施行日：令和 7 年 4 月 1 日※）

当該条例から災害の防止を目的とする規定の廃止 ほか

※和歌山市以外の区域においては、令和 7 年 5 月 2 6 日から適用

○産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例施行規則

◆令和 7 年 3 月 3 1 日規則第 2 7 号（施行日：令和 7 年 4 月 1 日※）

構造部分（生活の安全の確保および災害の防止）に関する条文、様式の削除及び修正 ほか

※・第 1 条中別記第 3 号様式の改正規定及び次項の規定 公布の日

・第 2 条の規定 令和 7 年 6 月 1 日

○関係条例の改正によるもの

申請手数料を下記のとおり変更

	現行	改正後
・ 許可申請手数料	55,000 円	37,000 円
・ 変更許可申請手数料※	32,000 円	21,000 円

※盛土規制法区域指定前から行っている特定事業の変更許可は改正前の手数料を適用します。